

テレビオプション伝送サービス利用規約【現改比較表】 2022年7月1日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

1章 総則～11章 附帯サービス（略）

別記1～3（略）

4 テレビオプション伝送サービスに係る端末設備の提供

(1)当社は、テレビオプション伝送サービス契約者から請求があったときは、そのテレビオプション伝送サービスに係る端末設備を提供します。この場合、テレビオプション伝送サービス契約者は料金表に規定する料金の支払いを要します。

(2)テレビオプション伝送サービス契約者は、端末設備を善良な管理者の注意をもって使用し又は保管していただきます。

(3)テレビオプション伝送サービス契約者は、(2)の規定に違反して端末設備を亡失等により使用することができなくなったときは、次のとおりとします。

ア テレビオプション伝送サービス契約者は、当社に端末設備の亡失等により使用することができなくなった旨の申告、及び設備端末の補充等の請求をしていただきます。

イ テレビオプション伝送サービス契約者の責めに帰すべき理由によるときは、亡失端末設備代金として当社が別に定める金額及び補充等に必要の費用等を支払っていただきます。

～2022年6月30日

2022年7月1日～

(4) テレビオプション伝送サービス契約者は、(2)の規定に違反して端末設備のき損又は故障等により使用することができなくなったときは、次のとおりとします。

ア テレビオプション伝送サービス契約者は、当社に端末設備のき損又は故障等により使用することができなくなった旨の申告、及びその修繕等の請求をしていただきます。

イ テレビオプション伝送サービス契約者は、当社が実施する故障原因調査及び修繕等に必要な費用として当社が指定する金額を支払っていただきます。

ウ 故障原因調査において、テレビオプション伝送サービス契約者の了承の上、当社が故障派遣調査を実施した場合は、故障派遣調査費用として7,500円（税込8,250円）を支払っていただきます。

エ 当社の故障原因調査により、端末設備の交換が必要と認めるときは、故障端末設備交換費用として当該端末設備の代金に相当する額及び補充等に必要な費用として当社が別に定める金額等を支払っていただきます。

(5) テレビオプション伝送サービス契約者は、(2)の規定に違反して生じた端末設備の亡失、き損又は故障等に起因してテレビオプション伝送サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。当社は、(2)の規定に違反して生じた端末設備の亡失、き損又は故障等に起因してテレビオプション伝送サービスを利用できなかったことに伴い発生する損害については責任を負いません。

(6) テレビオプション伝送サービス契約者は、テレビオプション伝送サービス契約が解除となった場合、速やかに当社に対して端末設備の廃止の請求を行うものとします。

(7) 第12条（テレビオプション伝送サービス契約者が行うテレビオプション伝送サービス契約の解除）又は第13条（当社が行うテレビオプション伝送サービス契約の解除）の規定により、テレビオプション伝送サービス契約の解除または端末設備の廃止があったとき、端末設備を原状に復した上で、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりテレビオプション伝送サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

(8) (7)に規定する期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備を提供していた者に対し、端末設備未返却代金として当社が別に定める金額を請求します。

(9) 当社は、端末設備の亡失、き損又は故障等に起因してテレビオプション伝送サービス契約者又は第三者に生じた損害について、当社の故意又は重大な又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

～2022年6月30日

2022年7月1日～

(10) 当社は、端末設備を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により端末設備に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、その端末設備が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して96時間以上その状態が連続したときに限り、そのテレビオブション伝送サービス契約者の損害を賠償します。

(11) (10)の場合において、当社は、端末設備が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその端末設備の端末設備使用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。この場合、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱いま
す。

(12) 当社の故意又は重大な過失により端末設備に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、(10)及び(11)の規定は適用しません。

(注) 本欄(3)のイ、(4)のエ、又は(8)に規定する当社が別に定める亡失端末設備代金、故障端末設備交換費用、又は端末設備未返却代金は、次に掲げる料金とします。

1台あたり

種別	料金額
回線終端装置	12,000円（不課税）